○農林水産省告示第千二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町矢又字左入沢三一三〇の一、三一三二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県日光市大室字西原一一四八（次の図に示す部分に限る。）、一一四九の一一、字湯ブラ沢一一五一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西原一一四八・字湯ブラ沢一一五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県日光市宮小来川二〇七五から二〇八〇まで、二〇九一の一、二〇九二の一、二〇九二の二、二〇九四の一、二〇九五から二〇九七まで、二〇九八の一、二〇九九、二一〇〇の一、二一〇〇の二、二一〇一から二一〇四まで、二一〇六から二一〇八まで、二一〇九の一、二一一〇から二一一三まで、二一一六、二一一八から二一二一まで、南小来川二一二二から二一三四まで、二一三六、二一三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粟野字追地五二二の一、字追地口一六三〇の一、字松ケ沢七二八の一、七二九、字氷沢口七三一の一、七三二、字大荷沢口八二〇、八二二、一六八六、字大荷沢八三九、字茗荷沢一六二九、一六三一、一六三二の一、一六三三、一六三四、字前沢一六三五から一六四〇まで、字前沢口一六四一、字若神一六四二、一六四三の一、一六四三の二、一六四五から一六四七まで、字博士ケ沢一六四八、一六四九の一、一六四九の二、一六五〇から一六五二まで、字氷沢五平畑一六五三から一六五五まで、字氷沢小沢一六五七、字氷沢切畑一六五九から一六六五まで、字氷沢一六五六、一六五八、一六六六、一六七三、字氷沢坂下一六六八、一六六九、字氷沢棚一六七〇、字氷沢棚下一六七一、一六七二、字氷沢棚下向一六六七、字氷沢荷場久保一六七四、字氷沢麻ガラ久保一六七五、字氷沢炭谷久保一六七六、一六七七、字氷沢ヒヨドリ久保一六七八の一、一六七九、一六八〇、字仏久保一六八一から一六八五まで、字大荷沢前沢二八七から一六九三まで、一六九五、字大荷沢松ケ沢一六九四、一六九六から一六九九まで、字大荷沢口無沢一七一九から一七二一まで、字大荷沢木通沢八四三、一七〇〇から一七〇四まで、字大荷沢小沢一七〇六、字大荷沢出流出一七〇七、字大荷沢韮荷場一七〇五、一七二六、字大荷沢滝ノ沢一七〇八、字大荷沢滝ノ口一七〇九、字大荷沢弥右衛門久保口一七一〇、字大荷沢金山久保向一七一一、一七一四、字大荷沢金山久保一七一三、字大荷沢坂下一七一二、字大荷沢孫左衛門久保一七一五、一七一六の一、一七一六の二、一七一八、字大荷沢孫左衛門久保口一七一七、字大荷沢広久保一七二二から一七二五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島一四六〇から一四六二まで、一五四五、一五七三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字飯岡字草倉坂一四五六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）